

令和4年12月23日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 ADKマーケティング・ソリューションズ
業者の住所 : 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
- 指名停止措置期間 : 令和4年12月23日から令和5年3月22日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

(株)ADKマーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長は、令和元年11月～令和4年1月にかけて、令和3年東京リトル・カップリトル・カップ競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、贈賄容疑で逮捕された

5. 指名停止措置理由

(株)ADKマーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長が、贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第4号イ(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 田川 慎二 電話番号(052)953-8138